

仙台北税務署 からのお知らせ

◆問い合わせ先
仙台北税務署 ☎222-8121

申告書作成会場について

仙台北・仙台中・仙台南税務署の申告書作成会場の開設期間は、2月17日（月）から3月16日（月）までです。（土・日曜日、休日等を除く。ただし、2月24日（月）と3月1日（日）は開設します。）
なお、2月16日（日）以前は、各税務署内に令和元年分確定申告書を作成するための会場は設置しませんので、申告書作成会場の開設期間に来場いただきますようお願いします。

申告書作成会場	受付時間	開設時間
仙台北税務署 (青葉区上杉1-1-1)	午前9時～午後4時 (申告書の窓口提出は、 午後5時まで)	午前9時～午後5時
アズテックミュージアム (太白区中田町杉ノ下18)	午前9時～午後4時	

- 会場の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。
- 仙台南税務署内には申告書作成会場を開設しませんのでご注意ください。

※所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関する一般的なご相談やご質問は、仙台北税務署 ☎222-8121 電話音声案内「0」（電話相談センター）でお受けしております。

納税は口座振替、還付金の受取りは口座振込で！

納税には、便利かつ安全で確実な振替納税をご利用ください。
振替納税を希望される方は、納期限までに納税地を所轄する税務署又は預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書（納付書送付依頼書）」を提出してください。

- 申告所得税及び復興特別所得税の納期限・・・3月16日（月）
⇒ 口座振替をご利用いただいた場合の振替日は4月21日（火）です。
- 消費税及び地方消費税の納期限・・・3月31日（火）
⇒ 口座振替をご利用いただいた場合の振替日は4月23日（木）です。

また、還付金の受取りには、口座振込をご利用ください。
※ 還付金の振込みは、申告者（本人）名義の預貯金口座に限ります。
※ 口座名義に、店名、事業者名などの名称（屋号）が含まれる場合は入金できません。

申告・納税の期限は、所得税と贈与税は3月16日（月）まで、
消費税は3月31日（火）までです。

パソコンやスマートフォンから確定申告！

〔STEP 1〕国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

- ☞ 税務署に行く手間がかかりません！
- ☞ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

〔STEP 2〕申告書を作成（入力）

- ☞ 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

〔STEP 3〕申告書を提出（e-Taxで送信）

- ☞ マイナンバーカードを使って送信

《用意するもの》

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ、又はマイナンバーカード対応のスマートフォン
※マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、国税庁ホームページでご確認ください。
 - ☞ IDとパスワードで送信
 - ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
 - ・申告書作成会場で、すでにID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に「ID・パスワード方式の届出完了通知」が保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます

- ☞ プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます！

- ☞ 確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を同コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

